
有限責任事業組合 福祉介護事業

事業概要書

目次

➤ 目次	1P
➤ 組合概要	2P
➤ 有限責任事業組合の価値	3P
➤ 有限責任事業組合の三大特徴	4P
➤ 事業組織比較	5P
➤ 事業目的	6P
➤ 事業内容	7P
➤ 事業手段	8P
➤ 事業概略図	9P
➤ 会員	10P
➤ 会員メリット	11P
➤ 賛助企業	12P
➤ 賛助企業メリット	13P

組合概要

- 運営 : 有限責任事業組合 (LLP) 福祉介護事業 (仮称)
- 設立 : 平成19年登記予定
- 会社法人等番号 :
- 事業内容 : 福祉・介護関連事業
不動産に関するコンサルタント業務
健康関連事業
ファイナンスに関するコンサルタント業務
I T 関連事業
上記内容に附帯する一切の事業
- 所在地 : 大阪市淀川区西中島4-10-4 奥村ビル7F
- 組合員 : 会長理事 富永 紀年
代表理事
代表理事
副代表理事

有限責任事業組合の価値

有限責任事業組合とは、2005年8月に施行された経済産業省「有限責任事業組合契約法」に基づく新たな事業体で、Limited（有限）Liability（責任）Partnership（組合）の略称です。その特徴は、組合員の全員が①有限責任②権限分配・損益分配が自由③パススルー課税（構成員課税）の適用④法人格無し⑤資産所有は合有などであり、大企業同士の共同出資による実験的事業投資であったり、優れた技術があっても資本に乏しい技術者や中小企業が、中小企業同士、あるいは大企業などと共同して対等に仕事をできる新しい企業形態となり得るなど、高度な専門性を持つ人的資産と、そこへ提供される資金を有機的に組み合わせる組織体としての利用価値が高いものとして期待されている事業体です

有限責任事業組合の三大特徴

有限責任

- 出資者（LLPの場合は組合員）が、出資額の範囲までしか事業上の責任を負わない制度
- 有限責任により、出資者にかかる事業上のリスクが限定され、事業に取り組みやすくなります

LLP三大特徴

内部自治の徹底

- 内部自治とは組織の内部ルールが、法律によって詳細に定められているのではなく、出資者（組合員）同士の合意により決定できることで、二つの意味があり、第一に出資比率によらず、損益や権限の柔軟な分配ができるということ、第二に取締役などの会社機関が強制されず内部組織が柔軟である、ということです
- 内部自治によって、共同事業を行うに際して重要な出資者（組合員）の動機付け（インセンティブ）を高めることが容易となり、事業上のニーズに応じた柔軟な組織運営が可能となります

構成員課税

- 構成員課税とは、組織段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組みです
- 効果としては、LLPの事業で利益が出たときには、LLP段階で法人課税は課されず、出資者への利益分配に直接課税されることとなります
- また、LLPの事業で損失が出たときには、出資の価額を基礎として定められる一定額の範囲内で、出資者の他の所得と損益通算することができます

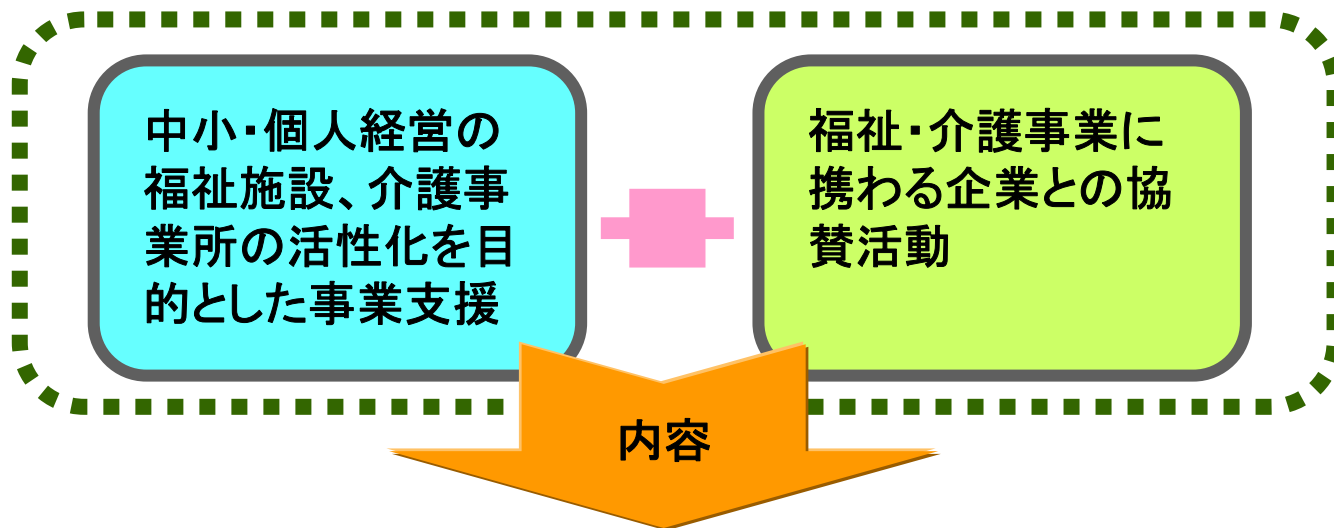
事業組織比較

	組合	投資事業組合	有限責任事業組合 (LLP)	合同会社 (LLC)	株式会社
法律	民法	投資事業有限責任組合契約に関する法律	有限責任事業組合契約に関する法律	会社法	会社法
法人格	なし			あり	
名称登記	名称の確定は不要。登記義務なし	名称、所在地、無限責任組合員の氏名・住所等を登記しなければならない	名称と所在地、事業を登記しなければならない	商号確定、設立登記	
事業目的	組合員による共同の事業であればよい	投資に関する目的である旨が定められている	共同で営利を目的とする事業を行う	特に制限はない	
内部関係	<u>自由に決められることが可能 (議決権や損益の配分など)</u>				定款自治 (取締役会・株主総会)
構成員の責任	全組合員が無限責任を、併存的に負う。債務は分割債務となる	無限責任組合員と有限責任組合員がそれぞれの範囲の責任を負う	<u>有限責任 (出資の範囲内)</u>		
課税の方法	<u>構成員課税 (分配利益に対する課税のみ)</u>			法人課税	
債権者の保護/情報開示	組合員の無限責任	<ul style="list-style-type: none"> ●財務諸表等の閲覧、謄写権 ●財産分配規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●務諸表等の閲覧、謄写権 ●出資の全額払込主義 ●財産分配規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●計算書類の閲覧、謄写権 ●出資の全額払込主義 ●財産分配規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●計算書類の閲覧、謄写権 ●取締役の対第三者責任 ●監査役の対第三者責任 ●会社組織再編などの際の各種債権者保護手続

事業目的

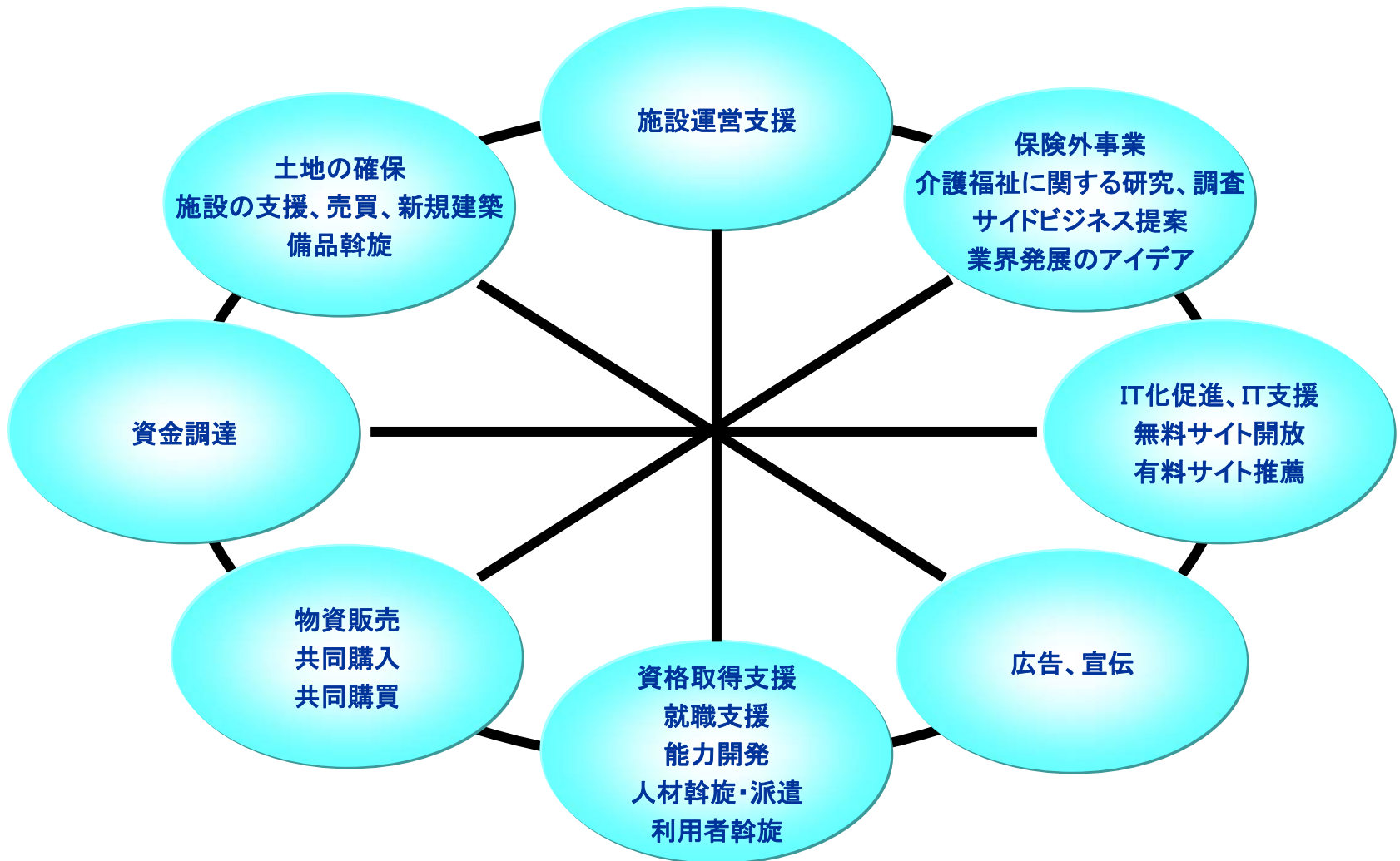
介護の重要性が叫ばれている昨今、それを底辺で支えている多くの福祉施設や福祉事業所は、そのほとんどが小規模経営で、独自の資金調達力や情報発信力・収集力などが極めて低いなど、事業運営において不利な立場に立たされている場合が数多くあります。さらに、法の一部改正などにより事業活動の再検討や事業の方向転換の必要に迫られるなど、ますます厳しい状況に追い込まれてきています。この厳しい状況を打破し、業界全体の底上げとさらなる発展を成し遂げるためには、各々の福祉施設や介護事業所の自助努力はもちろん必要不可欠ですが、個々の能力には自ずと限界があります。本組合では、介護社会を支える福祉施設や介護事業所がその役割に自信と希望を持ち、積極的な事業運営を行うための支援を基本目的として、基盤づくりから事業拡大まで、様々な方面からの支援事業を行い、不特定多数の利益に寄与いたします

事業内容

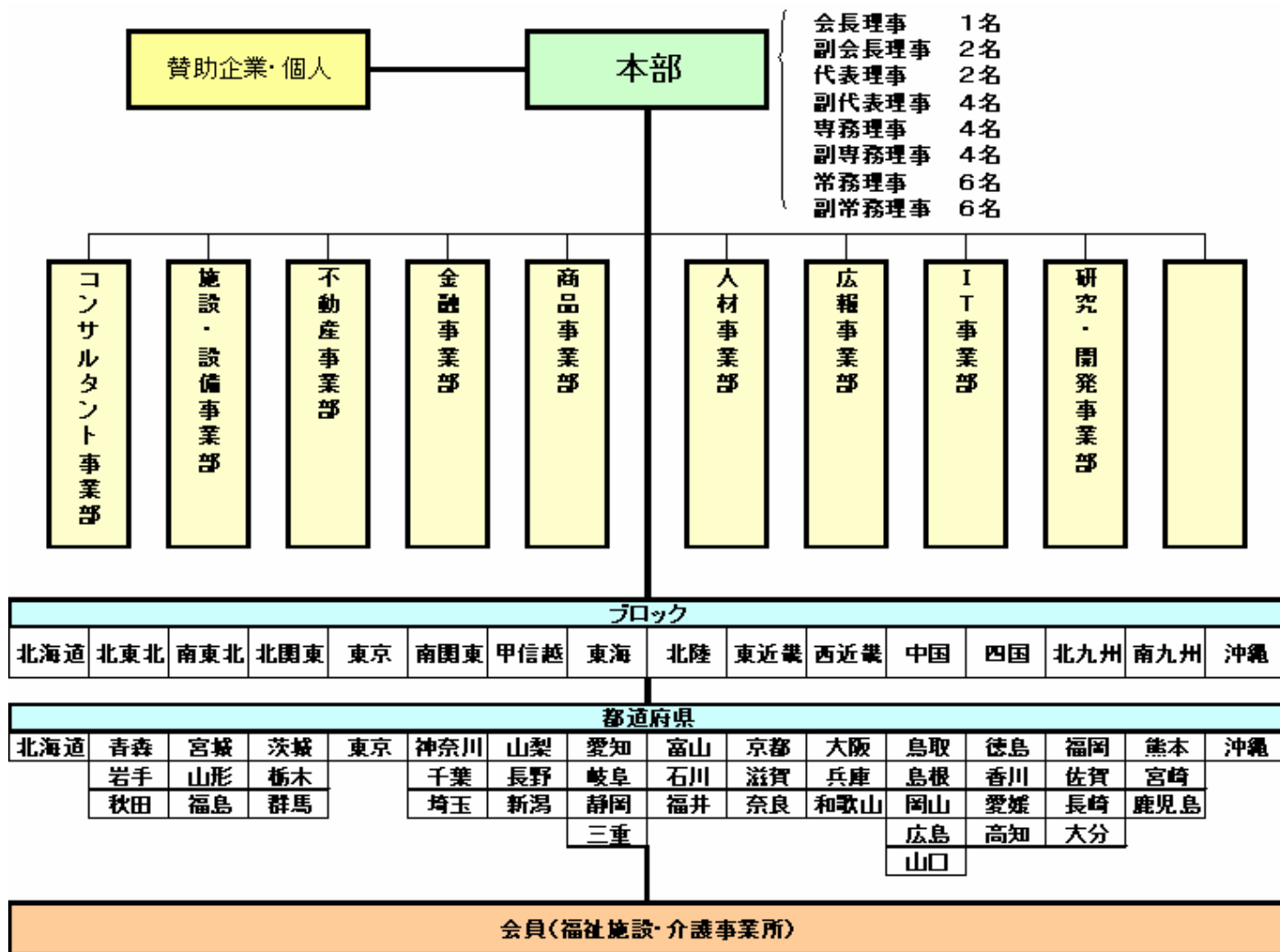


- 施設・事業所の職場環境の改善・法遵守、各種手続き迅速化、経営アドバイス
- 施設・設備の充実、施設の処理・処分、施設の拡充、施設の維持管理
- 施設・事業所への不動産仲介・資産運用・資金調達
- 施設・事業所への物資販売
- 福祉・介護従事者の不足解消、福祉・介護事業者の能力アップ、福祉・介護従事者の従事安定化
- 施設・事業所の広告、宣伝
- 施設・事業所のIT化による人員削減、業務の効率化、利用者サービス
- 福祉介護業界の現状把握と認識、今後への対応、業界健全化への指標

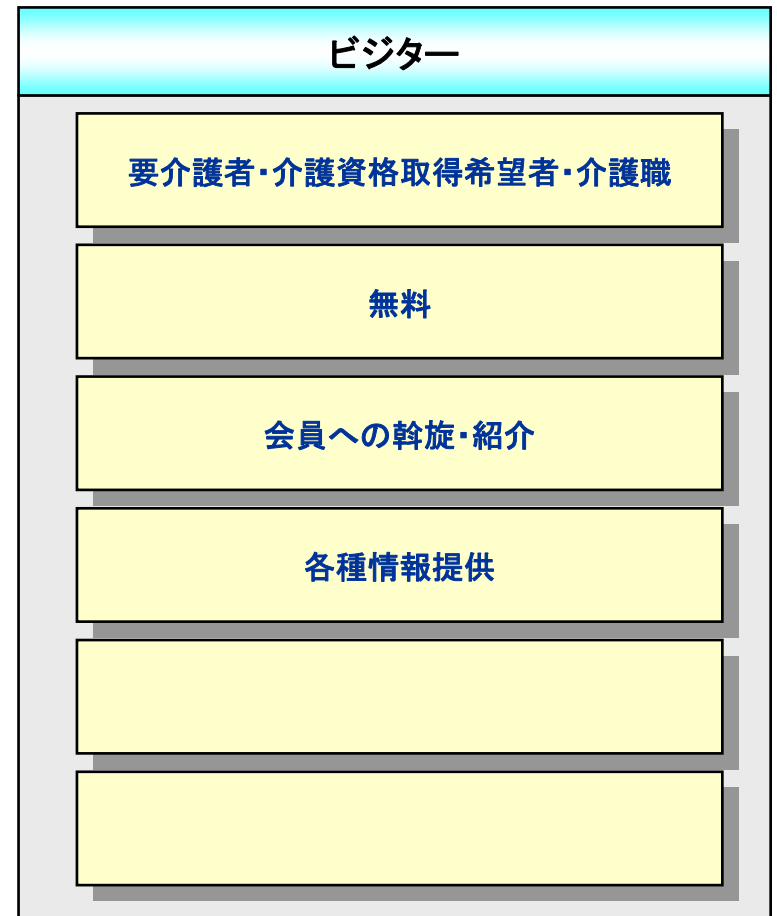
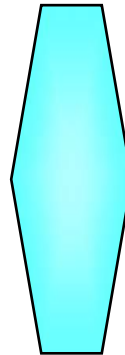
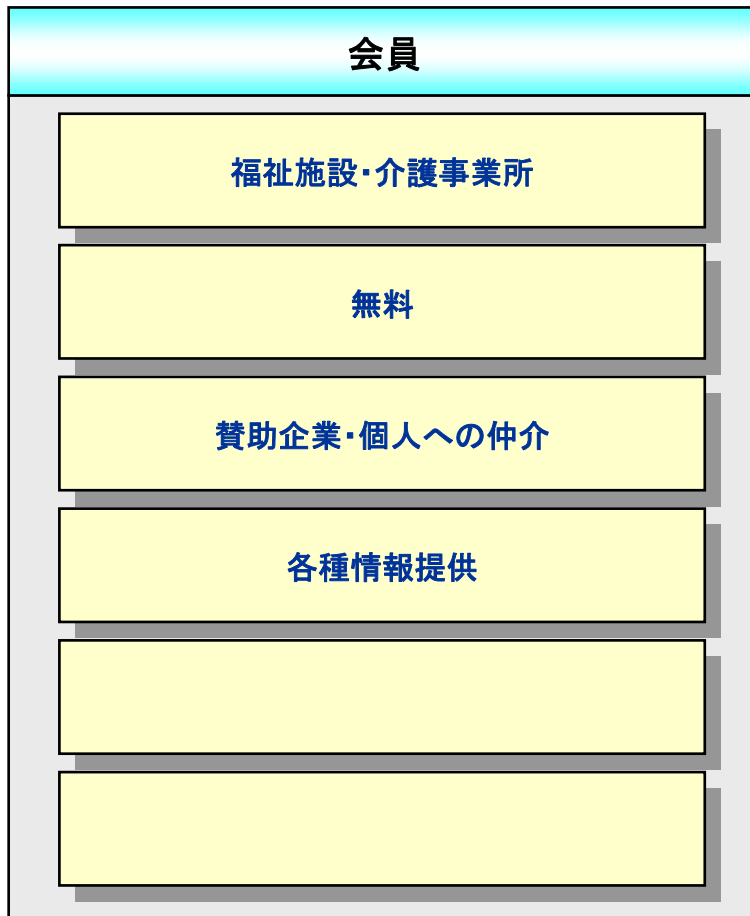
事業手段



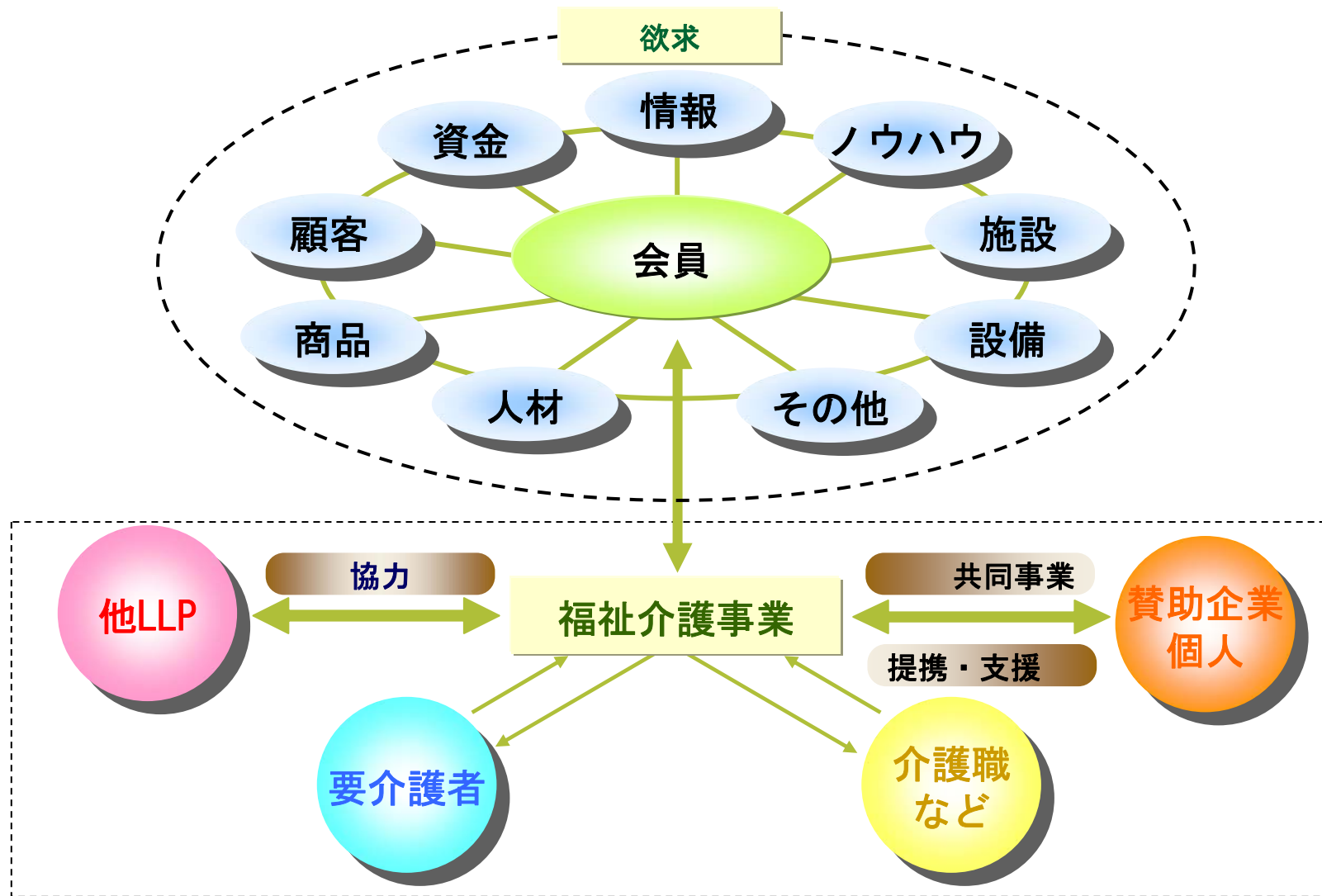
事業概略図



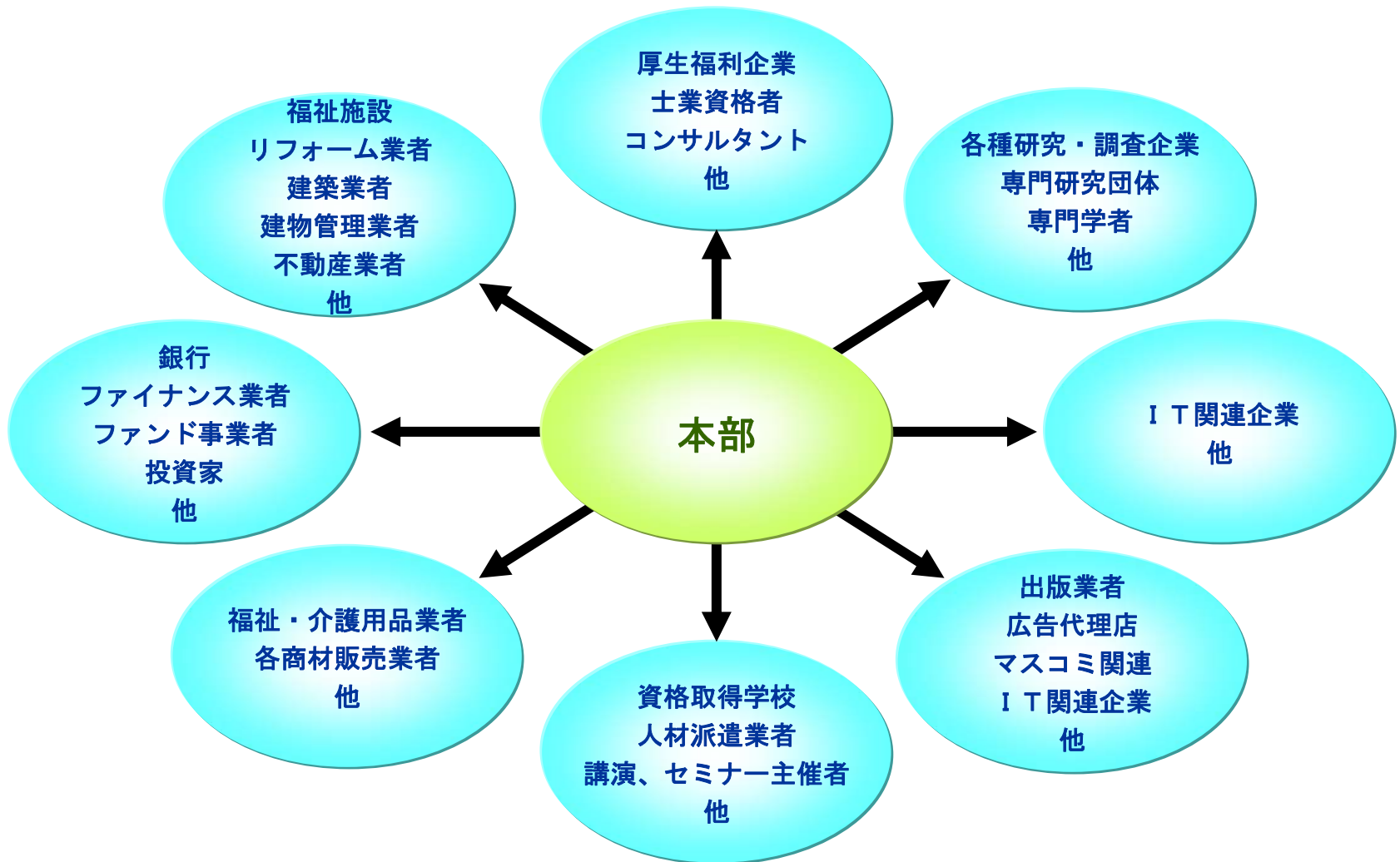
会員



会員メリット



賛助企業



賛助企業メリット

